添加物	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	保存の方法	消費期限又は賞味期限	添加物	加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称
1　栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物としてこれに当該添加物を含む食品にあっては当該添加物の当該下欄に掲げる用途の表示をもって、当該添加物の物質名及び同表のものの他の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称をもって、別表第七の上欄に掲げる添加物を含む食品にあっては当該下欄に掲げるものとして同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 2　使用した1の規定にかかわらず、防ばい剤又は防かび剤として当該添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称をもって、別表第七の上欄に掲げる添加物を含む食品にあっては当該下欄に掲げるものとして同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	1　加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。 2　1の規定にかかわらず、加工所の所在地又は加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。	1　当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちいずれか一つの添加物に特定原材料に由来する旨の表示をすれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限であるの文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物としてこれに当該添加物を含む食品にあっては当該添加物の当該下欄に掲げる用途の表示をもって、その他の添加物及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を含む食品にあっては当該添加物の物質名の表示をもって、これに代えることができる。ただし、添加物を含む食品にあっては、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。

鳥獣の種類	飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（刃で形を保ったままその原筋及び繊維を短く切断する処理を行った旨（刃で形を保ったままその原筋及び繊維を短く切断する処理及びこれに伴う汚染のおそれがある部位を除去する処理を行った旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。））	処理を行った旨（刃で形を保ったままその原筋及び繊維を短く切断する処理及びこれに伴う汚染のおそれがある部位を除去する処理を行った旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。））	生食用である旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）	加工施設の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び食場の名称（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）
1　「牛」、「馬」、「豚」、「めん羊」、「鶏」等とその動物名を表示する。 2　鳥獣の内臓にあっては「牛肝臓」、「心臓（馬）」等と表示する。 3　名称から鳥獣の種類が十分判断できるものにあっては、鳥獣の種類の表示を省略することができる。	「あらかじめ処理してありますので中心部まで十分に加熱してお召し上がりください」、「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」等飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨の文言を表示する。	処理を行った旨を表示する。	「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を表示する文字を表示する。	とさつ又は解体が行われた食場の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び食場である旨を冠した当該食場の名称を表示する。